

---

---

wam de カフェ

## 丸わかり！「慰安婦」問題・基本のキ

---

---

### —目次—

2012年8月21日以降の政治の場における「慰安婦」問題の流れ	2
【資料A・C】橋下徹大阪市長の発言	3
【参考】橋下大阪市長のツイート	7
【資料B】8月23日 自民党・下村博文議員の発言	9
【資料D】8月27日 国民の生活が第一・外山齋議員の発言	10
【資料E】「慰安婦：河野洋平氏『私の立場に変わりはない』(朝鮮日報 2012/8/30)	11
朝鮮半島の「慰安婦」被害者が連行された経緯	12
【政府の見解】	
いわゆる従軍慰安婦について(1993年8月4日、内閣官房内閣外政審議室)	13
慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話(1993年8月4日)	
安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問主意書(2007年3月8日)	14
衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問 に対する答弁書(2007年3月16日)	

## 2012年8月21日以降の政治の場における「慰安婦」問題の流れ

8月21日 橋下徹大阪市長の歪曲発言 —— 【資料A】

8月23日 衆議院予算委員会 自民党 下村博文議員が、韓国に李明博大統領の竹島上陸や天皇謝罪要求などに絡めて「慰安婦」問題について政府の見解を問うと同時に持論を展開。河野談話で「軍や官憲による強制連行を示す文書を見つけることができなかった」という部分から、事実はなかったという飛躍する主張展開。見直し要求と政権奪還したら、見直しをする、という発言 —— 【資料B】

8月24日 橋下市長会見 —— 【資料C】

石原慎太郎東京都知事、記者会見で、「日本人が強制した証拠がどこにある。貧しい時代、売春は非常に利益が出る商売で、嫌々じゃなくあの商売を選んだ」、河野談話について「訳も分からず（韓国の主張を）認め、ばかだった」。(2012年8月24日 時事通信)

8月27日 参議院予算委員会で野田佳彦首相、「1965年に法的には決着がついている」、河野談話に関し、「強制連行した事実を文書では確認できないし、日本側の証言はなかったが、いわゆる従軍慰安婦への聞き取りを含め談話できた」「わが政権もとしても基本的には踏襲する」(2012年8月27日 時事通信)

「国民の生活が第一」の外山齋議員が質問。藤村官房長官が答弁、23日と同じ発言「踏襲する」 —— 【資料D】

外山議員、松原仁国家公安委員長にこの問題について質問。松原委員長は国务大臣になった段階で持論を封印。内閣の方針にそって答弁をするが「政府が発見した資料には軍や官憲による強制連行を直接示す記述はみあたらなかったことを踏まえ、閣僚間で議論すべきだと提案することを考えている」と答弁。(2012年8月27日 時事通信)

同委員会終了後「国民の生活が第一」の森裕子参議院幹事長が理事会で談話に関与した河野氏と石原信夫元官房長官の参考人招致を求める

8月29日 玄葉光一郎外務大臣、河野談話は歴代内閣が踏襲していると強調。松原仁国家公安委員長の発言について「議論の提起自体否定する必要はない」としつつ野田内閣として踏襲する方針は変わらないと説明 (2012年8月30日 朝日新聞)

河野洋平氏、朝鮮日報の電話取材に対し「私の立場に変わりはない」 —— 【資料E】

## 橋下徹大阪市長の発言

### 【資料A】 <2012年8月21日>

協議と言うか、賠償請求の問題ではなく、従軍慰安婦という問題について、それは何が問題なのか、強制があったのかどうなのかというところが問題なのか、それとも従軍慰安婦っていうものの存在自体が問題なのか、そこをもう一度国民がみんな知るような形で、国民が理解、国民に周知させるような形で、日韓でその話はしなきゃいけないと思っています。賠償請求は条約で互いに賠償請求はなしでという形で一貫解決しています。それが韓国の国内の裁判所のほうで大統領がこの問題に取り組みないことが不作為だという判断が出たということですけどもね、その判決の内容についてもしっかり確認をして、何が問題なのか、従軍慰安婦っていう問題について日本が見ている見方と韓国が見ている見方の何が問題なのか明らかにならないまま、すべて解決済みだ、解決済みだ、という議論だけで、日本は解決済みだと言っているけれども、韓国は解決済みじゃないと言っていますから、それはそもそも従軍慰安婦っていう問題がどういう問題なのかということ、ちゃんと国民のみなさんに、それはものの見方は日本と韓国で違うのかもしれないけれども、きちんとそういうものも日本政府も、日本国民に対して、しっかりこの従軍慰安婦問題について明確に見解を示さなきゃいけないんじゃないですか。河野談話の中身について、もう一度国民にしっかり説明しなきゃいけないと思いますよ。

政府は説明しないじゃないですか。従軍慰安婦についての日本の政府の考え方はこうですと、ちゃんと。

政府はやってるんですかね？ 従軍慰安婦についての考え方はこうですと。だから、河野談話について、どうなんですかね。そういうところがいまいちになってしまっているから、韓国の方からは、まだ未解決だと言われてしまいますしね。これは国家間の問題なのか、それとも民間レベルの話なのか。そういうところもはっきりしないままに、従軍慰安婦の問題が取り残されてしまっただけ、それが原因なのかどうなのかわかりませんが、ああいう竹島問題にまで結びついてしまったって言うのはね、僕は正直いま、日韓双方レベルの低い争いになっていると思いますね。だから日本は従軍慰安婦についてこうなんだと、河野談話をそのまま本当に踏襲するのか、問題があったんなら問題があったってはっきり言わないといけないし、国民の方にまず説明をしないとね、それは今、アメリカの方では、従軍慰安婦の問題がどどん色んな形で韓国が発信していますから、従軍慰安婦の問題が何が問題で、どの部分で日本の見解と、韓国の見解がすれ違っているのか、それは強制の事実なのか、慰安婦自体の存在の問題なのか。慰安婦自体の存在の問題だったら、それは日本固有の問題なのか、世界的にもそういう制度があったのか、従軍慰安婦自体の問題についてちゃんと日本政府が考え方を説明すればいいと思うんですよ。自分たちはこういう風に考えるんだと。強制の事実というものについては、論拠が今のところないということ、いろいろところで僕は聞いていますから、論拠がありませんと。じゃ韓国のみなさん、強制の事実を問題にしているんですか、何か日本の官憲が、軍が、暴行脅迫をもって、人さらいで人を連れてきたということを韓国側が問題視しているんだったら、いまその論拠はないというのが日本の立場ですと、じゃその論拠を示してくださいって言うことになるし、韓国サイドの方が、いや、強制の事実って言うことを問題視しているんじゃないかと、慰安婦っていう存在自体が問題じゃないかということになれば、じゃあ、軍において戦争状態において、慰安婦制度というのは今から考えると非常に倫理的に問題のある制度かも分からないけれども、当時のその時代背景において、慰安婦制度というものがどういうものだったのかということ、そこは真正面から、きちっと議論しないとならないですね。日本がね、そこをはっきりさせないから、こういう問題になってくるわけですよ。あいまいにしているから。従軍慰安婦の問題についてはこうだと、はっきり示さなければいけないと思っていますね。

### 【資料C】 <2012年8月24日>

—橋下市長は強制の事実は確たる証拠はないといったが、河野談話をみていると強制の事実を認めている。

2007年の閣議決定はどう書かれていました？ 赤旗は自分の関心のあるところだけ調べてね、鳥の目というか全体の視野を持たないと。自分の関心のある河野談話だけ取り上げていますけれども、2007年の閣議決定では、強制連行の事実を直接示す記述は見当たらなかったと、そういう閣議決定が安倍内閣のときになされています。だから僕は歴史家ではありませんから、すべての資料について、古文書等含めて行政文書を含めて全部調べたわけではないので、政治家として93年の河野談話と、それについての2007年の閣議決定、この2つをもとにして自分の意見を組み立てている。

河野談話でいろんな表現はあるけれども、しかし2007年に強制連行を示す、それを裏付けるような、直接示すような記述、直接の証拠はなかったということを2007年の安倍内閣のときに閣議決定がされているわけです。そうであれば河野談話の中身をもう一度しっかり疑義がないように内容を見直すのか、それとも2007年の閣議決定が間違ってたか、どちらかですよ。

で、僕は2007年の閣議決定というのは、河野談話を出した以降、日本政府が閣議決定をする以上は責任をもってやっていると思いますよ。河野談話は、閣議決定されていませんよ、それは河野談話は談話なんですから。だから日本政府が、日本の内閣が、正式に決定したのは2007年の安倍内閣のときの閣議決定であって、この閣議決定は慰安婦の強制連行の事実は直接裏付けられていないと、これは日本政府の決定です。河野談話は閣議決定じゃないですから、官房長官の談話なんでね。

そういう2つの文書が出てきたときに、2つの政府からの意思表示が出てきたときに、官房長官の談話と政府の、内閣の閣議決定どちらを尊重するのか、どちらですかね、赤旗さん、それでも河野談話ですか。談話と閣議決定の法的な位置づけ、一般論でどう思われます？ 官房長官の談話と閣議決定どちらのほうが重いのですかね。この間のMBSの記者と同じで、そこをまず確定しないと。

—一般論としては、閣議決定が重い

当たり前ですよ、そんなのは。談話よりも、閣議決定に決まっているじゃないですか。一官房長官の談話ではなくてね、閣議決定には、内閣全員の署名が必要なんです、これは。

—ただ、河野官房長官の談話は、政府も調査して、いろんな資料にあたって出てきているわけですよ。

閣議決定もそうじゃないですか。どちらの調査に信を置かなきゃいけないんですか。日本政府、わが日本国の意思表示として。談話なんていうのは、誰でもがやっていますよ。そんな普通の記者でちゃんと調べれば、普通の知識があれば、談話と閣議決定には天と地の差がありますよ。公の仕事をやっていますから、文書のポジションは非常に重要でね、市長が何か意見を出した、個人的な意見ですとか、意見交換のなかで出た組織として決定していないコメントですというのと、戦略会議できちんと決定した意見です、というのでは全然違いますよ。官房長官談話というのは、官房長官の談話なんです。閣議決定は政府の決定なんです。官房長官談話は閣議決定してませんよ。

ただ、僕は官房長官談話を今の段階で全否定できるだけの、歴史的な知識とか、歴史家ではないから全否定するつもりはありませんけれども、しかし日本政府が2007年に閣議決定をやっているその中身でね、強制連行の事実を示す証拠はなかったと。だから事実があったかどうかではなくて、証拠がなかったって言うてるんです。僕が言っているのは事実論なんだよね。証拠がないとなったら、証拠をちゃんと見つけてきましょうよ、ということです。

吉田清治さんの何でしたっけ書名は忘れちゃったけれども、著作ですよ、あれも後で虚偽の主張だったということが話題になったりとか、吉見さんという方ですが、強制連行の事実までは認められないという発言があったりとか。まあ、強制連行の事実については、いろんな意見がある中で、それでも日本政府は国家としての意思表示として2007年に強制連行の事実を裏付ける証拠はなかったということを閣議決定したわけです。だから、僕は韓国側の方に事実の有無を問題視しているわけではないですよと、証拠の有無なんですと、日本政府が調べた限りでは証拠はなかったと。

それから、済州島の方の新聞社が何か現地調査した吉田清治さんの事実について、本当かどうかを済州島で確認したら、そういう事実はないという話があったとか、そういう事実はないという報道を済州島の新聞社がしたとか、いろんな情報が調べれば出てくる。いろんな情報がある中で、強制連行の事実を裏付ける証拠があったのかどうかといえば、それは日本政府としてはそういう証拠はなかったといっているわけです。

それで今回、僕がこういう発言をしたら、韓国メディアは、証拠は河野談話といってきた。これは大変な、日本政府の大失態ですよ。河野談話は証拠じゃないんですから。裁判やるときに、事実の主張と証拠は全然次元が違うものです。事実の主張というのは、証拠のあるなしに関わらず、事実として認識を表明すること。その認識を表明したことに関して証拠があるかどうかというのは、証拠の問題なんでね。だから河野談話というのは、事実主張の段階なんです。まだね。だって河野談話というのは、ああいうふうに官房長官が談話を出されましたけど、あれは認識を表明しただけ。証拠があるといわけではないわけです。それを韓国側の方が、河野談話が強制連行を裏付ける証拠だというふうに言うのは、全く論理的に間違っている。だから、僕は韓国サイドの方に、強制連行の事実の有無の問題についてね、証拠があるんだったら出してください。色んな証言者がいましたけれども、証言者の証言のいろんな変遷についても、いろんなところでそんな情報なんか出回ってるじゃないですか。いまのところは日本においては客観的な証拠はない。韓国サイドのほうに証拠があるというんだしたら、それをしっかり出してほしい。

だから河野談話で重要なことは、軍の関与、僕はだからね、軍の関与までは否定していません。軍の関与はね。そりゃ、慰安所という施設の性質からすれば、公的な管理はしないと、衛生上、そして秩序上、それから戦時下という状況上、公的な管理は必要ですよ、それは。今だって風俗営業は公安委員会の管理下に置かれているわけですから、ある意味、慰安所という施設の性質からすれば公的な管理は必要。公的な管理があったということ、そこで働いていた慰安婦のみなさんをね、強制的につれてこられて無理矢理はたらかされていたかどうかは、別問題ですよ。施設を公的管理していたことと慰安婦を無理やり連れて来たっていうことは別問題。

それから本人の意思に反してということも赤旗はね、問題視すると思うんです。河野談話の中のね。しかし本人の意思に反してというのは法律用語でも2つの意味があって、本人が不本意に感じているという意味と、第三者から強制的にやらされたということの2つ意味が入るわけです。裁判なら、どっちなんだということを確認するわけです。これ当たり前の話なんです。本人の意思に反してと言ったときに、これは性犯罪とかそういうときにね、それは不本意だったと、本人は強制されたわけではない、本人はそこで働くという自らの意思で行ったんだけど、内心は本当はやりたくなかったんだよ、というような不本意という意味と、第三者に強制的に無理矢理にやらされたというのとね、本人の意思に反してというのには2つの意味があって、どちらの意味なのかはすごく重要なのに、政治家が、そこに法律家がいなかったのか、河野談話をつくった作文者が誰か知りませんが、本人の意思に反してと入れちゃったもんだから、不本意という意味か、強制的の意味なのかははっきりさせずに本人の意思に反してというものを入れたもんで、これは大変な問題になった。だってこれは強制的の意味にとられかねないですよ。

だから河野談話というのはいろいろ問題あります。僕は河野談話を今の段階で全否定するつもりはないけれども、軍の関与があったっていうのは間違いないでしょう。軍が一定の管理をしていたのは間違いないでしょう。そういう資料はいっぱいあるということも事実みたいです。だけれども、慰安婦自体が強制的に暴行脅迫を受けて連れてこられたっていうことは、そういう証拠はないと言っているんですね。

あとは慰安婦とか、慰安所という問題、これが倫理的にどうなのかという問題です。強制的に連れてこられたのでなければ、慰安所っていう存在がどうなのかという問題です。倫理的にみればね、かわいそうだとか、不本意にそういう仕事について、心身ともに苦痛をこうむったというのはかわいそうだという思い、それはね、人間としてそういう感情がわき起こるのは当然だと思いますけれども、しかしそれが強制で、日本が我が日本国が軍や官憲が強制的に連れて来たのでないという前提で、そういうしんどい仕事について大変でしたね、という気持ちを表すのは僕は否定しませんが、しかし強制的に連れてきたのではないということをはっきりした上で、そういう気持ちを表さないと。かわいそうですよねというのはやっぱり謝罪とは別です。同情と謝罪は違います。

だから河野談話は非常に問題で、僕はやっぱり、ああいう形で自分の主張を、大阪市長と言う立場では外交問題ですから行き過ぎかも分かりませんが、大阪維新の会の代表としてね、河野談話と2007年の閣議決定の2つの法的な文書をもとに僕の見解を述べたら、案の定、韓国サイドが強制連行の事実はね、93年の河野談話だと言ってきた。これは大変な日本政府としては大失態

で、ただちに是正すべきですね。事実と証拠は違うんです。河野談話は証拠ではありません。2007年には強制連行を裏付ける事実はなかったという日本政府の閣議決定があります。〈略 大阪維新の会についての質問〉

——証拠がないという政府の話は、公文書のことだろうと思うが。

そうですね。

——そうすると、ズレのない証言もあると韓国サイドはいう。

それを戦わしたらいいじゃないですか。その中で証言している、名前も出ているから別にもういいのでしょうけれども、金さんという人ですかね、最初いろんな問題を出された方は裁判まで起こしたけれども、実は自分は身売りされたんだと、日本の官憲に強制的に連れて行かれたのではなくて、いわゆる公娼制度とか、慰安所に身売りされたんだという事実も訴状の中に入っていたこともあるし、いろんな証言があったり、いろんなものもあると思うので、それを整理したらいいじゃないですか。

日本政府は公文書だけではないですよ、河野談話を出す前の、証言者にも聞き取りをやったわけで、その聞き取りも踏まえて、やっぱり聞き取りも揺れにゆれて、その証言というものは客観的な証拠になりえなかったという判断の下に2007年の閣議決定やったわけですから。日本人なんだから、何も自分たちで証拠もないのに、悪い方に悪い方に考える必要はないじゃないですか。ただね、事実の有無をこの段階で確定しなくてもね、証拠の問題に持って行ってね、日本政府はないと言っているわけですから、あるというなら赤旗が出してきたらいいじゃないですか。赤旗、市役所でも取ってますから、見ときますから。慰安婦の問題は、2つの問題を間違っちゃいけないですよ。強制的に連れてきた、これはね、あつてはならない。もしそれがあるなら、謝らなきゃいけない。

しかし慰安所という存在自体について、韓国側の主張がどっかよくわからない、強制的に連れてきたことを問題視しているのか、慰安婦とか慰安所の存在自体を問題視しているのか、もし慰安所とか慰安婦だけの問題ってことであればね、それは日本国だけじゃないですよ。もっといえば、現代社会にあっても同じような状態、各国の法制度によっては違いますけれども、いわゆる性を商売にすることは世界各国でもあるわけです。こういう問題について、それは倫理的によくないとか、働いている人が、いろんな経緯があつてそうなったことはかわいそうですね、違う職業に就かうとするんだったらサポートしますよという話と、強制的につれて来たからごめんなさい、という話は別問題ですよ。

赤旗の記者は、今までに風俗に行ったことないのか。ないんですか、ないんですか、いままで、あ、そうですね。そしたら、まあ、こんな所では言えないでしょうけど、世の中に風俗業なんていうのは山ほどあるわけです。倫理的に考え方はいろいろあるけど、それは強制的に連れてきて無理矢理働かせたということではなければ、それはもう倫理の問題ですよ、謝罪の問題じゃないです。従軍慰安婦の問題というのは、2つを整理して、慰安婦の問題、慰安所、これを軍が管理していた、軍の管理というのは秩序や衛生上の問題で管理しなきゃいけない、そういう施設だから、そういう話と無理矢理慰安婦をつれてきたのかという話を2つにわけて、いまは前者にしか証拠はありません。軍が慰安所を管理していました、というところの証拠しかない。慰安婦を強制的に連れてきたという証拠はない。

そこを、あいまいに書いたのが河野談話で、だから河野談話っていうものは慰安婦を強制的に連れてきたことまでを認めたのか、軍が一定の管理をしていたことを認めたのか、それをはっきりさせていないというのが河野談話の一番の問題点です。これが日韓関係を一番こじらせている最大の元凶です。結局こういうことをやって、領土問題にまで発展してしまった。僕は河野談話というのが、今回の日韓紛争のなかの一番の問題。僕が最近言っている言葉で言えばね、日韓関係を修復する一番のセンターピン、これは韓国サイドからすれば激しい批判、反発くると思います。それでいいじゃないですか。

日本は日本でしっかり主張して、証拠のあるなしをしっかりと検討して、証拠が出てきたら日本国家として謝らなきゃいけない、証拠がないんだしたら、これは謝る問題ではなくて、それは大変でしたねと、そのときの状況でね、慰安婦、慰安所というのは、いろんな軍が併設している場合もあれば、性を商売にする職業もある、そういう問題として倫理的にどう考えるかという問題にすべきであつて、それは謝罪の問題ではない。そこをあいまいにした日本政府の態度が、一番ダメなんですよ。そういう答弁を作ったことに関して、政治家がきちんと方針を示さなかったということが、今日における日韓関係をこじらせている最大の原因だと思いますよ。僕は歴史家ではないですから、河野談話と2007年の閣議決定の2つの日本政府の認識の表明をされている、この2つをもって、僕は立場を表明しているんですけどね。

——元慰安婦の方の証言は証拠にはならないのか。

閣議決定ではそうなっていますね。

——橋下さんは証拠にならないという認識か。

証言の信用性があるかどうかですね。言ったから証拠とはならない。裁判でもそうです。証人が何十人、何百人出てきても、そこが信用性に足りるかどうかというところが問題で、いろいろ慰安婦の方が証言者として出てきましたけれども、しかし、それが身売りだったという話も40何人の証言者のうち半数近くが身売りだったとかいう話だったら、強制の話ではないという整理をされたこともある。身売りの話と、家と家族と業者の間での身売りの話と、政府が国が強制的に拉致、暴行、脅迫をもって連行したというのはまったく別問題です。

——暴行、脅迫じゃなくて、だまして連れてきて...

それは誰がだましたんですか。

——業者とか含めて...

業者は国じゃないですよ。

——軍の関与で業者がつれてきているという事実があります。

その証拠はないです。出ているものはないです。

——だまされて連れてこられた場所が慰安所だった場合も強制にはあたらないという考えか

それは日本政府の話じゃないですね。民間業者と慰安婦の話ですね。

——軍の関与で

軍が関与していたのは施設を秩序と衛生管理上の問題から、管理していたのであって、慰安婦自体をだまして、軍が直接的にだまして連れてきたという証拠はない。

——もし、それが証言としてあったとしても、証拠とはならないのか

だから、先ほどから繰り返して言いますが、証言が採用されるかどうかは信用性の問題ですから。聞き取り調査をして、本当にそれが信用性あるかどうかなのか、事実と照らしてね、それから吉田清治さんの本、何というタイトルでしたっけ、要は吉田清治さんという人が、自分は韓国で女性を縛でくって連れてきた、自分はこういうことをやったからごめんなさい、ということを行ったところから問題になったわけだね。吉田清治さんがいくら言っても、実際に済州島で現地調査をやったら、照らし合わせたら、そういう事実はなかったということになって、吉田清治さんがいくら悪いことやった、韓国の女性を無理矢理つれてきて強制的に慰安所で働かせたんだと言っても、吉田清治さんの言っていることは虚偽ですね、となったわけです。

証言はしゃべったことがすぐ証拠になるのではなくて、事実と照らし合わせてどうなのかという信用性をチェックしなきゃいけない。いま慰安婦の問題で、強制連行があった、あったと言っている人たちは、客観的な証拠はない中で、本人たちの証言で強制連行があったといっていますけれども、その証言内容をしっかり精査する作業を日本政府も韓国政府の方もしっかりやらないといけないと思います。日韓紛争の根底には、従軍慰安婦問題があるわけですから、日本政府も領土問題で激しい応酬を繰り返していますけれども、結論としては、韓国の実効支配を覆すところまではなかなかいかないわけですから、こういう機会をとらえて、根っこにある従軍慰安婦問題については、日本と韓国でしっかりと証拠の有無について、論戦すべきだと思いますよ。ここをうやむやにするから、いつまでたっても日韓の関係が成熟しないんですよ。

だから、日本人というか、日本政府の方は 2007 年の閣議決定で強制連行の事実はないという、そういうスタンスで韓国に臨む。韓国は韓国で、強制連行の問題なのか、慰安所の問題なのかわかりませんが、日本はとんでもないことをやったということで臨む。そりゃ、日韓、レベルの高い関係にはなりませんよ。従軍慰安婦については、強制連行の事実について証拠があるかどうかを確認する。それで強制連行の事実がなかった場合には、慰安婦や慰安所の存在をどう考えるのか、当時の社会的な状況、背景から、慰安所や慰安所をどう捉えるのかをもう一度議論する、この作業が絶対に必要です。93 年の河野談話はなんかうやむやにしてしまって、強制を認めたんだか、謝ったんだか、何を謝ったんだか、何の事実を認めたのか、どの部分について謝ったのか、うやむやにしたような形の 93 年の河野談話は最悪ですよ。2007 年に閣議決定したのであれば、もう一度河野談話を僕は全否定はしないけれども、内容をもう一回きちんと明確に確定して、韓国の言い分も聞いてね、証拠のあるなしを日韓でオープンでやりあったらいいじゃないですか。とことん腹の中にたまっているものを全部出して主張をぶつけ合わない、双方の関係がレベルの高いものにいきませんよ。

——日ごろ外交問題は慎重に発言するが、この問題は、どうしてここまで突っ込んで発言するのか。

そりゃやっぱり、韓国大統領の現状維持という外交の大原則を踏み外したところがありますよ。野田首相との間で、従軍慰安婦の問題、首脳会談でどう議論になったか、僕は知りませんが、そりゃやっぱり、日本も 1965 年の日韓基本条約で解決済みというだけじゃ、裁判所の形式論理的な判断の下し方であって、従軍慰安婦について、どこが問題で、強制連行の事実があったのかどうか、いまの日本政府の立場はこうで、じゃあ証拠の有無についてきちんとやりましょうよとか、そういうコミュニケーションがあったのかどうか、僕はわかりませんが、何か、韓国の大統領も野田首相もね、きちんとしたコミュニケーションとらずに、どんどんエスカレートしていく。

けど、そんな中であつたとしても、やっぱり領土問題について現状維持を壊すのは韓国側の方にも非があると思うし、いま応酬合戦になっていますけれどもね、やったところで実益ないわけですから、早くこの部分については収束を図って、でも、言うべきこととやるべきことはしっかりやらなきゃいけないけれども、でも、そのあとにね、従軍慰安婦問題、93 年の河野談話と 2007 年の閣議決定の整合性と、従軍慰安婦の強制連行の事実についての有無はね、しっかりやらなきゃいけない。ここにエネルギーをさかないといけないと思っていますね。だから本来は大阪市長という立場で言うべきではないけど、現状維持を韓国サイドの方が崩してきた。大統領が竹島に、これは不法上陸ですよ、わが日本国の立場からすれば。何で訪問なんて言葉を使うのか分かりませんが、わが日本国の立場からすれば不法上陸。そうすれば根っここの部分については一政治家としてしっかり発言しないといけないと思っていますけれども、僕は早く、隣国同士なので、事態の収束を図って、それから一番の根っここの部分、従軍慰安婦の問題が、両国の国民の心の中にくすぶっていることは間違いないから、この部分についてね、どうそのくすぶりを治めていかかといえ、やっぱり腹に入っているモノを表に出して、何が問題で、この問題についてはどうなんだというところをはっきりと明らかに、あいまいにせず決着させるべきだと思っていますね。それが日韓関係をレベルの高いものにすると確信しています。

## 【参考】NET-IB NEWS より「橋下大阪市長のツイート」

それと韓国のメディアから従軍慰安婦の問題で罵倒されちゃったね。日本のメディアに反論するだけでも大変なのに、まあ仕方ない。一介の自治体の長である大阪市長と言う立場では国の外交問題にタッチすべきではないんだらうけど、国政課題も考えている大阪維新の会の代表として発言した。

今回の問題提起でよく分かったのは、やっぱり 93 年の河野談話について日本政府はロジックの再整理をしなければならないということ。従軍慰安婦について国の強制連行を認めたような 93 年河野談話に対して実は 2007 年、安倍内閣は重要な閣議決定を行った。軍や官憲が慰安婦を強制連行したという証拠はないと安倍内閣は 2007 年に閣議決定した。これが日本政府の見解である。僕は日本人だから、日本政府のこの見解に拠って立つ。また僕は歴史家でもないから、日本政府の閣議決定をわざわざ覆すような資料収集の作業はしない。

だから韓国側に、日本国が強制連行したという証拠があるなら示して欲しいと言ったのです。韓国側の主張を一切認めないと言うことではなくて、証拠を出してよ、ということ。そしたら韓国メディアは、証拠は河野談話だと来た。完全なトートロジー。

ここを日本国民はしっかりと認識して韓国と正面から議論しなければならない。こういう一番肝要なところを、93 年河野談話は逃げた。それで日韓の信頼はがた崩れ。これこそ政治の責任だ。口から泡飛ばして激論したらいい。何が問題で、相手の立場のどこに配慮をしてあげるべきなのかを真剣に考える。

日本政府は 93 年の河野談話に関し、2007 年に強制連行を裏付ける証拠はなかったと閣議決定した。にもかかわらず韓国は強制連行の証拠は 93 年河野談話だと言う。河野談話を今のまま放置するわけにはいかない。日本軍が慰安所の運営に関与していたのは事実だ。これは戦争下でしかも施設が施設だから。現代社会にあっても風俗店についてはきちんと公が監督している。慰安所について公が監督するのは衛生管理・秩序維持の観点から当然だ。

問題は慰安婦が、その意思に反して強制されたかどうか。ここが一番のポイント。しかし日本側にはそれを裏付ける証拠がない。済州島のメディアが現地調査しても日本国が慰安婦を強制連行した事実を裏付けることはできなかった。だから僕は韓国側に証拠を求めたのだ。証拠が出てきたら、それは謝らなければならない。強制連行はどのような理屈でも正当化はできない。しかし慰安婦を日本国が強制連行した証拠は未だ存しない。

この話と慰安婦に対する同情は別問題。色んな事情で不本意ながら慰安婦になり、心身ともに苦痛を被ったということに関してはその苦痛を察してあげなければならない。これは日本人で同じような境遇の人の話を聞いても同じ。ただ不本意と強制はまったく異なる。

93 年河野談話は「本人の意思に反して」という言葉で誤魔化した。政治の最大の責任だ。これは不本意と言う意味なのか、日本国が強制したという意味なのか。ここをはっきりさせる必要がある。後者であれば謝罪は当然。しかし今のところその証拠がない。だから韓国側に出して欲しい。

強制がないのであれば、当時の社会状況からして慰安所をどう捉えるか。軍人の秩序を保つためいわゆる慰安所が存在したのは日本だけではないし、風俗業は今でも世界各国に存在する。慰安婦と同形態の風俗業も存することは確かだ。問題は慰安婦が国家によって強制連行されたかどうか。この点真正面から韓国と議論すべきだろう。

慰安婦が強制連行された証拠が 93 年の河野談話だと韓国メディアが言っている状況を日本政府は放置しておくのか。2007 年の強制連行を裏付ける証拠はなかったとした閣議決定との整合性はどうか。日本の国会議員、外務省、しっかりしろ！

ただね、僕は隣国同士、こういうことでいがみ合うのはよろしくないと思う。従軍慰安婦の問題が根っこにあるなら、真正面からしっかり議論して、謝るべき事実があればしっかりと謝ればいい。事実が出なければ謝るべきではない。ここで外務省がしょうもない答えを政治家にさせる。1965 年日韓基本条約。

こういう問題のときにね、1965 年の日韓基本条約で解決済みなんていう官僚答弁をして相手とのコミュニケーションをとれるわけがない。知事時代も、部局からこういう形式答弁が出てきて、何度も突き返したよ。これは裁判所が形式論理で下す判決の手法。対人コミュニケーションではご法度だ。

ところが役所はこの形式論を展開する。1965 年の日韓基本条約で解決済み！と言ったら、強制連行の事実があったのかなかったのか全く分からないじゃないか。まさに官僚答弁。基本条約がどうであれ、真正面から慰安婦の強制連行の事実の存否を議論したらいいんだ。納得するまで。本当に強制連行の事実があったなら、次は 1965 年の基本条約で解決済みになったかどうかの議論になる。和解の対象にきちんと入っていなかったら、確かに和解錯誤無効と言う法論理もある。だから 1965 年の日韓基本条約で解決済みなんて言っても何の解決にもならない。官僚のロジックを正すのが政治。



1965年の日韓基本条約があろうとも、慰安婦の強制連行があったのかどうかをしっかりと確定すべき。2007年に強制連行の証拠はないという閣議決定をやったなら河野談話は見直しするしかないでしょう。韓国側に河野談話以外の強制連行の証拠を求める。もしその証拠が出てきたら、次に1965年の日韓基本条約の射程範囲を考える。役人は簡単な理屈から入る。だから1965年条約から入る。政治家は事の本質から入るべき。竹島問題でここまで日韓紛争が国民の知るところとなった。根っこの慰安婦問題を決着させる最大のチャンス。これこそ政治だ。

領土問題は、実体論の主張をぶつけ合っても何も解決しない。裁判で原告被告がそれぞれ自分の主張を言い合っているようなもの。結局1905年の竹島の島根県編入前、1904年第一次日韓協約において韓国の外交権が日本に制限されたかどうかの評価。韓国は主権制限下の一方的編入だと主張する。

領土問題の解決は2つ。(1)相互譲歩による合意。(2)強制解決の装置を作る。

(1)は領土そのもので譲歩しなくてもいい。相手が望むもの、しかしこちらにとってはあまり不利益でないものを相手に提供して領土は得る。相手に何も提供せずにこちらが100%得るものを得るなんてあり得ない。交渉で解決するならお互いに何かを譲歩をしなければならぬ。領土で譲歩するか、領土以外で譲歩するか。

それともう一つは強制解決の装置。国際司法裁判所は強制装置にならない。相手が同意しないと提訴できないからだ。だからこの仕組みを作り直す外交戦略。難しいけど。相手が同意しなくても何らかの要件を満たせば裁判所が動く仕組み作りを奔走する。これが譲歩しない場合に領土問題を解決する外交戦略だ。

それとすべきことやるべきことをやったら早く事態を収束させる。これも喧嘩の鉄則。この事態収束のきっかけを作ることこそ政治家の天才的能力が試される。

慰安婦問題について。僕は歴史家ではない。今の立場は政治家であり、法律家でもある。ゆえに国家の意思表示を基に論理を組み立てている。93年の河野談話と2007年の閣議決定。この2つの存在が混迷の原因。そして法的には河野談話と閣議決定では明らかに閣議決定の方が上。閣議決定こそ政府の意思。

2007年の閣議決定では、河野談話を出すまでの調査において、慰安婦を強制連行したことを直接示す証拠はなかったとなっている。そうすると考えられるロジックとしては、直接証拠はないが様々な間接証拠・状況証拠の積み上げで河野談話の結論に至ったというロジック。

ここで問題なのは、そのように間接証拠の積み上げで結論を導いたなら、その証拠評価の論理過程を明確に示すこと。状況証拠で結論を導くのはほんと難しい。これは判決を書くときの論理として確立している。いずれにしても河野談話が元凶。

日本政府は93年河野談話と2007年閣議決定の関係をきちんと説明すべき。閣議決定では強制連行の事実を裏付ける直接証拠はないとした。河野談話は閣議決定もされていない当時の官房長官の「談話」に過ぎない。日本政府は官房長官談話で逃げた。いかにも官僚的発想。

慰安婦問題について、正式な日本政府の見解をしっかりと示すべき。直接証拠がない中で、強制連行を認めるなら、どのような間接証拠の積み上げでそのような結論に至ったのか論理過程を示すべき。その論理過程を言論の場に晒すべき。それとも河野談話は強制連行を認めたものではないとはっきり言うべき。

この過程において日韓関係が若干ホットになるかもしれないが、これは日韓関係を成熟したもう一つ上のレベルに上げるための良いホットだ。今のまま、日韓双方がもやもやした状態にいる方が最悪。新しい日韓関係を築くためにも、河野談話の見直しに入るべき。官房長官談話ではなく政府見解に昇華すべき。

慰安婦問題とは何か。軍はどのような関与をしたのか。慰安婦の強制連行はあったのか。慰安婦の存在、慰安所の存在は当時の時代背景からしてどのように評価すべきか。証拠としてどのようなものがあるのか。韓国の怒りは前述のどこにあるのか。再度、腰を据えて取り組むべきだ。

そうですね、証言も重要な証拠です。ただしその証言に信用性があるかを確認しなければなりません。慰安婦問題では証言の信用性についてきちんと確認をしていないのです。

RT @sayakakamiya:お早うございます。 お願いします。元慰安婦女性の証言を証拠として評価してくださいね。

Twitter: 橋下徹 (t\_ishin) より引用(原文ママ)

[http://www.data-max.co.jp/2012/08/24/post\\_16448\\_tw\\_1.html](http://www.data-max.co.jp/2012/08/24/post_16448_tw_1.html)

[http://www.data-max.co.jp/2012/08/27/post\\_16448\\_tw\\_1.html](http://www.data-max.co.jp/2012/08/27/post_16448_tw_1.html)

(8月24日午前1時26分から午前2時57分までと25日午前8時59分から10時34分まで)



## 【資料B】8月23日 自民党 下村博文議員 衆議院予算委員会で発言

(韓国大統領天皇の謝罪要求についての抗議や、竹島問題についての質疑のあと)

**下村** 自民党の責任の一端はあるが、政権を奪還した時は自民党の時代の政策を継承する必要はない。取捨選択をしながら新しい時代に沿って新たな方向転換、法律の解釈やあるいは政策について新たな政策を作り上げてやっていく。という意味ではいままでの延長線上ではなくて我々が政権奪還したら北方領土の問題や竹島の問題、尖閣諸島もそうですが今までのような対応はしない。ということを上記した上で、自民党政権と時と民主党政権の時で領土問題は違いがないのかということ、鳩山政権下から東アジア共同体の中で、普天間問題と日米信頼関係が最悪のなかで、ここに周辺諸国が手を突っ込むように…(略)

野田総理が慰安婦問題について韓国大統領から「日本政府の責任ある措置を促す」とあったそうですが野田総理はどのように対処しようとお考えですか。

**藤村官房長官** 領土問題は領土問題で対応していくわけですが、いわゆる慰安婦問題について政府の立場を問うというご質問だと思います。河野談話というものを歴代内閣のもとで引き継がれているという認識のもとに河野談話を立場にたっているのだからそれについては変更はない。

**下村** 自民党が野党に下って政権奪還した時に、あらためるものは改める必要があるのではないかしらあげましたが、其の中の一つとして河野官房長官談話があると思っています。その後国会のなかで随分議論がされています。当時平林外政室長が、従軍慰安婦のけんですが、「政府が調査した限りの文書のなかには、軍や官軍による慰安婦の強制募集を直接しめすような記述はみだせなかった。総合的に判断した結果一定の強制があるということで、長官談話になった」と国会で答弁しています。総合的判断ということで、当時河野官房長官のもとで、副長官をされていた方が、「これは政治的判断だ」。つまり再三再四韓国からいろんな要請があったなかで、事実関係は確認できなかったけれども政治的判断で談話を発表せざるをえなかったということでありましたが、これは明らかな渦根を残した。まちがいがかんどんエスカレートしていると思う。このことについては日本の法的な立場というのは決着している話です。アジア女性基金で人権問題としてフォローしそれももう終わった話です。それを韓国大統領が出してきた。これについては決着をつけて過去のことだとそれなりの日本政府の誠意をしめしたということで、明確にはっきりと総理の立場で対応すべきだと思いますがいかがですか。

**野田** 去年の日韓首脳会談でいわゆる慰安婦問題について相手側の大統領から言及がありました。その時に明確にこれは法的に決着がついていることは私からしっかりとお伝えしております。

**下村** ところがそれは相手をとっていない。確かに野田総理の発言を確認すると日本の法的立場は決着済みだといっていますが、その後、「これからも人道的見地から知恵を絞っていききたい」という発言をしている。ということは決着しているわけではない。とそういう風に向こうはとっている。だからこそこの最近の李明博大統領の発言についても「日本政府の責任ある措置を促す」野田総理がそういつているわけですから向こうはそう取っているわけです。いかがですか。

**野田** 法的に決着しているわけですから、法的な対応はありません。かつてアジア女性基金で対応したような人道的見地からの対応したことがあり、そのフォローアップも含めて知恵を絞ると私は発言した。

**下村** フォローアップはおわっている。アジア女性基金で。またあらたに別のものを作ることですか。

**野田** フォローアップまだやっているのです。そういうものをみながらどう知恵があるかということを考えてみたい、ということですよ。

**下村** 「これからも人道的立場から知恵をしばっていききたい」ということはそうとっていない、先方は。だから李明博大統領は強調していつている。8月15日に、今年の。それは逆に我が国が調べた結果 軍の関与は確認できなかった。従軍慰安婦について韓国から再三再四いわれるのであれば明らかに示すように、総理の方からきちっと申し出るべきことではないですか。

**玄葉外務大臣** 賠償の話は65年の日韓請求権そして経済協力協定で完全かつ最終的に解決済み。そしてその後人道上の措置をとっている、ということだと思います。その上で談話ですけれど、あらためて整理して申し上げますが、河野談話平成5年、軍や官憲による組織的な強制を示す公文書が発見されなかったことは事実である。その一方で、強制的な連行があったとする証言集もすでに存在していたところあり、当時の政府において証言集における記述のききとり調査も含めて総合的に判断した結果、甘言、強圧等による本人の意思に反してあつめられたとい心証を得て、同談話の記述になった、ということでもあります。今官房長官からお話がありましたけれども、これを踏襲しているわけです。今下村委員は政権がかわったら変えるといっていますが、実際自民党のなかでも、いろいろな議論があたりだろうと思います。我々としてこれはこれとして踏襲していくということですよ。

**下村** 菅総理の時、日韓併合100年の時、お詫び証文のような菅直人談話がありました。実際他の国においても、もちろん決着ついたことについて蒸し返してそれをわざわざこちらの方から、いうということはありません。法的にも。これについては我が国の矜持としてお互いに未来志向ということで、決着していることですから、もうすでに終わったこととして次のステップアップにはかかっていくという時にきていると思います。(以降尖閣問題 略)

【資料D】8月27日「国民の生活が第一」<sup>トヤマ、イツキ</sup> 外山 齋氏 参議院予算委員会で質問

**外山**この河野談話が歴史をゆがめ、そしてさらに言えば今日の日韓の方向を間違った方向に導いたのではないかと感じています。野田内閣として河野談話を踏襲されるのかどうかお聞かせください

**藤村官房長官** いわゆる従軍慰安婦に対して基本的立場ということで、委員がおっしゃったとおり平成5年8月4日の河野官房長官の談話を継承しているというのが現政府の立場でございます。これに先立つ、日本政府の調査において軍や官憲による組織的な強制連行を直接示めす公文書は発見されなかったというのは事実であります。その一方で強制的な連行があったとする証言等のすでに存在していたところでありました。その時の政府において各種証言集における記述、韓国における聞き取り調査を含めて総合的に判断された結果、甘言、強圧等による、本人の意思に反してあつめられたケースもあったという心証を得て同談話による記述になった、と指摘されています。引き続き、その談話を覆すものではないという引き継ぎ継承をしています。

**外山議員** この河野談話の背景にある慰安婦の強制連行という証拠は今、官房長官がお答えになったようにないのですね。桜井よし子さんが当時の石原官房副長官インタビューした時に石原信夫さんが、「当時、彼女たちの名誉が回復されることのために、強制を認めたのです。その後韓国政府が保証を求めないということがあったからこの強制連行を認めた」といわれております。どうして証拠もないのに、この河野談話というものを野田内閣は踏襲されるのかお答えください。

**藤村** 今引かれました 石原当時官房副長官がなぜその時、強制性を認めたのか問に対して「日本側としては出来れば文書、証言者が欲しかったが、見つからなかった。」当時の加藤官房長官の談話で「強制性の認定が入っていなかったが、韓国側はそれで納得せず、元慰安婦の名誉のため認めるよう要請していた。そしてその証拠としても慰安婦の証言を聞くように求めてきた」ということで、先ほどお答えしたその当時の日韓の関係も含めた総合的な判断が河野談話になったということでございます。その後において、それを大きくくつがえすものはないというその後の政権が継承してきている、というのが現状であると思っています。

**外山** 証言でというお話をされてきましたが、旧日本軍の方でこれを証言されたという方はあるのでしょうか。ないのですよね。ないけど韓国側の従軍慰安婦といわれる方の証言だけを元に、日本政府はこの河野談話を発表した。私はこれは大変問題だと思っています。委員長、当委員会に河野洋平氏と、また石原信夫氏の参考人招致を求めます。

**議長** 後刻理事会で協議いたします。

(24-8-27河野洋平の招致要求 外山 齋氏 YouTube より書き起こし)

【資料 E】

慰安婦：河野洋平氏「私の立場に変わりはない」 8月30日(木)10時57分 朝鮮日報日本語版

[http://www.chosunonline.com/site/data/html\\_dir/2012/08/30/2012083000948.html](http://www.chosunonline.com/site/data/html_dir/2012/08/30/2012083000948.html)

2012年9月4日 wam de カフェ

## 朝鮮半島の「慰安婦」被害者が連行された経緯

	生年、出身地	慰安所に入れられた経緯	慰安所での生活	出典
金学順 (キム・ハクソン)	1924年、 中国吉林	キーセン養成学校を卒業後、1941年、養父に連れられて北京へ。日本軍将校に養父と引き離され、姉と共にトラックで慰安所へ。	すぐに処女を奪われ、1日に7、8人を相手にした。	A,B,C
朴永心 (ハク・ヨンシム)	1921年、 平安南道浦南市	1939年、日本人巡査に「いい仕事がある」と騙され、憲兵に渡され貨車で南京へ。	南京～ビルマのラジオ、拉孟の慰安所	A,B,C
宋神道 (ソン・シンド)	1922年、 忠清南道論山郡	16歳の時、母が決めた結婚が嫌で逃げ出し、大田で就業詐欺にあい、武昌の慰安所へ。	漢口、岳州など各地の慰安所で7年。	B,C
姜徳景 (カン・ドクヨン)	1929年、 慶尚南道晋州	1944年、女子挺身隊として富山の軍事工場に入れられ脱走。憲兵に強かんされ、慰安所へ。	帰国の途中で、慰安所での妊娠が判明。	A,B
文玉珠 (ムン・ウチュ)	1924年、大邱	1940年、路上で日本人巡査に憲兵隊のような場所に連行され、汽車で満州の慰安所へ。	故郷に帰れたが、再び騙されてビルマへ	A,B
朴頭理 (ハク・トウリ)	1924年、 慶尚南道密陽郡	1940年、村に来た日本人男性に、日本の工場に入れてあげると騙されて台湾の慰安所へ。	1日に10人を相手にする生活が5年。	B
文必ギ (ムン・ピギ)	1925年、 慶尚南道晋陽郡	1943年、勉強もできるし金も儲かるという男に騙されて、汽車で満州の慰安所へ。	軍医に処女を奪われた。女性は30人余り。	A,B
金福童 (キム・ボトツ)	1926年、 慶尚北道	1941年、区長と班長が日本人と家に来て、母に「娘を挺身隊に出せ」と迫り、バスに乗せられて釜山へ。台湾経由で広東の慰安所へ。	シンガポール、マレー半島、インドネシアを転々。	B
河床淑 (ハ・サスク)	1928年、 忠清南道瑞山	1944年、工場で働こうと思い、朝鮮人男性に騙されて中国の漢口積慶里の慰安所へ。	40人の女性たちと三成楼。中国残留。	A,B,C
裴奉奇 (ヘ・ボンギ)	1914年、 忠清南道礼山郡	1943年、日本人と朝鮮人の「女紹介人」に、南の島では金がもうかると騙されて沖縄へ。	7人の女性たちと渡嘉敷島。沖縄残留。	B,C
黄錦周 (ファン・クムジュ)	1922年、扶餘	1941年、村の日本人の班長から「一家に一人の供出」と迫られ、奉公先の家の娘たちに代わって軍用列車に乗せられ、中国東北部へ。	部隊の駐屯地の小屋や慰安所。殴られることが日課だった。	A,B

### 【出典】

A：韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編『証言 強制連行された朝鮮人慰安婦たち』（1993年／明石書店）

B：アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」編『証言 未来への記憶 アジア「慰安婦」証言集 I、II 南・北・在日コリア編 上、下』（2006年、2010年／明石書店）

C：wam カタログ『置き去りにされた朝鮮人「慰安婦」』（2006年／wam）

## 【政府の見解】

## いわゆる従軍慰安婦問題について（1993年8月4日、内閣官房内閣外政審議室）

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/pdfs/im\\_050804.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/pdfs/im_050804.pdf)

## 1. 調査の経緯

（前略）去る7月26日から30日までの5日間、韓国ソウルにおいて、太平洋戦争犠牲者遺族会の協力も得て元従軍慰安婦の人たちから当時の状況を詳細に聴取した。また、調査の過程において、米国に担当官を派遣し、米国の公文書につき調査したほか、沖縄においても現地調査を行った。調査の具体的態様は以下の通りであり、調査の結果発見された資料の概要は別添の通りである。

調査対象機関 警察庁、防衛庁、法務省、外務省、文部省、厚生省、労働省、国立公文書館、国立国会図書館、米国国立公文書館

関係者からの聞き取り

元従軍慰安婦、元軍人、元朝鮮総督府関係者、元慰安所経営者、慰安所付近の居住者、歴史研究者等

参考とした国内外の文書及び出版物

韓国政府が作成した調査報告書、韓国挺身隊問題対策協議会、太平洋戦争犠牲者遺族会など関係団体等が作成した元慰安婦の証言集等。なお、本問題についての本邦における出版物は数多いがそのほぼすべてを渉猟した。（後略）

## 2. いわゆる従軍慰安婦問題の実態について（6.7のみ）

## （6）慰安所の経営及び管理

（前略）いずれにせよ、慰安婦たちは戦地においては常時軍の管理下において軍と共に行動させられており、自由もない、痛ましい生活を強いられたことは明らかである。

## （7）慰安婦の募集

慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により斡旋業者らがこれに当たることが多かったが、その場合も戦争の拡大とともにその人員の確保の必要性が高まり、そのような状況の下で、業者らが或いは甘言を弄し、或いは畏怖させる等の形で本人たちの意向に反して集めるケースが数多く、更に、官憲等が直接これに加担する等のケースもみられた。

## 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話（1993年8月4日）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えている。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

## 【政府の見解】

平成十九年三月八日提出 質問第一一〇号 提出者 辻元清美  
安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問主意書

【前略】 従って、以下、質問する。

## 一 《安倍首相の発言》について

1 「定義が変わったことを前提に」と安倍首相は発言しているが、何の定義が、いつ、どこで、どのように変わった事実があるのか。変わった理由は何か。具体的に明らかにされたい。

2 「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う」と安倍首相は発言しているが、政府は首相が「なかったのは事実」と断定するに足る「証拠」の所在調査をいつ、どのような方法で行ったのか。予算を含めた調査結果の詳細を明らかにされたい。

3 安倍首相は、どのような資料があれば、「当初、定義されていた強制性を裏付ける証拠」になるという認識か。

4 「理解を得るための努力」とは具体的にどのような行為を指しているのか。複数あればすべて明らかにされたい。

5 安倍首相は、「決議案」のどの部分が、どのように「客観的な事実に基づいていない」と判断しているのか。文言ごとにすべて明らかにされたい。また政府は、指摘部分以外はすべて「客観的な事実に基づいて」いるという認識でよいか。【略】

## 三 《「河野官房長官談話」の閣議決定》について

1 「河野官房長官談話」が閣議決定されていないのは事実か。事実であるなら、どのような扱いなのか。

2 安倍首相は、「河野官房長官談話」を継承すると発言している以上、「河野官房長官談話」を閣議決定する意思はあるか。ないのであれば、その理由を明らかにされたい。

3 政府は「慰安婦」問題について「すでに謝罪済み」という立場をとっているが、いつの、どの文書や談話をもって謝罪しているという認識か。すべて示されたい。【略】

## 平成十九年三月十六日受領 答弁第一一〇号

## 衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書

## 一の1から3までについて

お尋ねは、「強制性」の定義に関連するものであるが、慰安婦問題については、政府において、平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話（以下「官房長官談話」という。）のとおりとなったものである。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。

調査結果の詳細については、「いわゆる従軍慰安婦問題について」（平成五年八月四日内閣官房内閣外政審議室）において既に公表しているところであるが、調査に関する予算の執行に関する資料については、その保存期間が経過していることから保存されておらず、これについてお答えすることは困難である。

## 一の4について

在米国日本大使館を始めとする政府関係者から、米国議会及び行政府関係者等、各方面に対し、日本政府の立場について十分説明し、米国側の理解が得られるよう最大限努力している。

他方、説明の相手方との関係もあり、それらの説明の個々の事例について明らかにすることは差し控えたい。

## 一の5について

御指摘の決議案については、米国議会でも今後議論されていくものでもあり、政府として、その問題点を一つ一つ取り上げて意見を述べることは差し控えたいが、全般的に、慰安婦問題に関する事実関係、特に、慰安婦問題に対する日本政府の取組に対して正しい理解がされていないと考えている。【略】

## 三の1について

官房長官談話は、閣議決定はされていないが、歴代の内閣が継承しているものである。

## 三の2について

政府の基本的立場は、官房長官談話を継承しているというものであり、その内容を閣議決定することは考えていない。

## 三の3について

御指摘の件については、官房長官談話においてお詫びと反省の気持ちを申し上げているとおりであります。【略】